

## メンタルヘルス対策講習会を開催しました！

令和7年2月 17 日、相模原市立産業会館において、相模原労働基準監督署共催での「メンタルヘルス対策講習会」を開催し、多数の事業場の皆様にご参加いただきました。

当署から、働き方改革及びメンタルヘルスに係る行政施策等について説明し、神奈川産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員 横山様からメンタルヘルス対策の必要性、具体的なメンタルヘルス対策等についてご説明いただきました。

第 14 次労働災害防止計画において、メンタルヘルス対策に係る事業者の皆様に取り組んでいただきたいこととして、

ストレスチェック実施義務がない 50 人未満の事業場でもストレスチェックを行うこと。

・ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに集団分析を行い、職場環境の改善を実施すること。

・職場のハラスメント防止対策に取り組むこと。

等があげられていますので、積極的な取組をお願いします。

事業場におけるメンタルヘルス対策について、神奈川産業保健総合支援センターではメンタルヘルス対策促進員による支援を無料で行っています。

神奈川産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策支援事業

<http://www.kanagawas.johas.go.jp/publics/index/53/>

